

# 大垣西高等学校いじめ防止基本方針

平成 30 年 4 月 1 日

(平成 29 年 8 月 22 日改定)

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止等対策検討推進法」(以下法という) 第 13 条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

### (1) 定義

#### 法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。

### (2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

### (3) 学校の姿勢(自校の課題)

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめに向かわせない態度・能力の育成などいじめが起きにくい、いじめを許さない環境(学校、学級)づくりを進め、生徒一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて外部の専門家による面接等必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動等における良好な人間関係を築かせ、お互いが高め合うことのできる組織を目指す。

## 2 いじめの未然防止のための取組

### (1) いじめ防止等の対策のための組織<必置>

#### 法：第 22 条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対

## 策のための組織を置くものとする。

〔組織の名称〕 いじめ防止等対策検討委員会

〔組織の構成員〕・学校関係（校長、教頭、教務主任、進路指導主事、特活部長、生徒指導主事、教育相談係）  
・第三者（臨床心理士、教員OB、保護者代表（育友会役員）、地域住民代表）

〔組織の運営〕

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止等対策検討委員会を組織する。
- ・年2回（5月と2月）いじめ防止等対策検討会議を開催し、学校がいじめ防止に対する取組について第三者から意見をいただくとともに見直しを図る。

### （2）学校及び各分掌の取組

#### 【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・生徒の豊かな心や道徳心を育て、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりのための活動（学級、部活、地域貢献やボランティア等）を推進する。
- ・お互いの人格を尊重し合うことのできる態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
- ・学校いじめ防止プログラムや事案対応マニュアルを定める。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

#### 【生徒指導部】

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・定期的に「迷惑調査」（無記名式）や「悩み事調査」（記名式）を実施し状況を把握する。  
※本校では「迷惑調査」を年3回、「悩み事調査」を年4回（教育相談週間と保護者懇談時に実施）行う。
- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に行う。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動へ参加することにより、自己肯定感や自己有用感を育み、社会の一員としての自覚を醸成する

#### 【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導では「わかる授業」を確立する。
- ・ユニバーサルデザイン授業を推進する。

#### 【進路指導部】

- ・進路目標の早期指導により、3年間の方向付けや目的意識を育成するキャリア教育を実践する。
- ・インターンシップや社会体験学習により社会における規律を習得させる。

#### 【特別活動部】

- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。

- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【渉外広報部】

- ・学校が策定した学校いじめ防止基本方針をホームページへ掲載する。
- ・PTA総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

(3) 年間計画

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・入学式 教育相談(二者面談)	いじめ防止の年間の取組について検討 生徒の生活状況や問題意識等の確認
5	第1回校内迷惑調査(全校)(5/9) 第1回いじめ防止等対策検討会議(5/26) 第1回校内いじめ防止職員研修会	いじめ・迷惑の調査(全校) 本年度における方針の確認 いじめ防止に関する研修
6	第2回校内いじめ防止職員研修会	いじめ防止に関する研修
7	第1回県いじめ調査報告(4~7月) 三者面談	第1回県いじめ調査(4~7月) 家庭生活の状況確認
8		夏季休業明けの生徒情報交換
9	第3回校内いじめ防止職員研修会	いじめ防止に関する研修
10	第2回校内迷惑調査(全校)(10/12) 教育相談(二者面談)	いじめ・迷惑の調査(全校) 生徒の生活状況や問題意識等の確認
11	第4回校内いじめ防止職員研修会 人権講話(黒田直美氏)(11/9)	いじめ防止に関する研修 人権等について考える
12	第2回県いじめ調査報告(8~12月) 三者面談	第2回県いじめの調査(8~12月) 家庭生活の状況確認
1		冬季休業明けの生徒情報交換
2	第2回いじめ防止等対策検討会議(2/2) 第3回校内迷惑調査(1・2年)	いじめ防止の年間の取組みの検証と課題 いじめ・迷惑の調査(1・2年)
3	第3回県いじめ調査報告(1~3月) 第5回校内いじめ防止職員研修会	第3回県いじめの調査(1~3月) 今年度の反省と来年度に向けての方針

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第23条

1 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

#### [組織対応]

- ・いじめ防止等対策検討委員会による対応  
※第三者の派遣については県の施策を活用する。

#### [対応順序]

- ・被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・県教委への報告と経過説明（「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したも  
のとして学校長が責任を持って報告する。）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）  
※問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

## (2) 「重大事態」と判断された時の対応

### 法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

[対応順序]

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

[学校主体による調査組織の編成]

- ・ いじめ防止等対策検討委員会に、さらに必要な第三者等を加えることができる。

※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。第三者の派遣は県の施策を活用する。（これに加え、対処に当たっての関係の深い教職員を加える。）

[学校主体による調査における注意事項]

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・ 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・ 調査結果は県教委に報告する。（県教委から知事に報告する。）
- ・ 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

#### 4 いじめ「解消」の定義

##### (1) 定義

###### 1 いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校長またはいじめ防止等対策検討委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

###### 2 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じて外部専門家による面談等により確認するものとする。

## (2) 「解消」について

いじめが「解消している」状態とはあくまでも一つの段階にすぎず、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害生徒について、日常的に深く観察する必要がある。

## 5 情報等の取扱い

### (1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、生徒の個人調査データは、生徒の在籍期間内は必ず保管する。また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要であることから、必ず保管するものとする。特に生徒の自殺等が発生した場合は、心理検査、迷惑調査、悩み事調査等は大変重要な資料となるために各調査の保管は5年間とする。

### (2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）する上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に活用する。